８／２８　国土交通省　改正建設業法（１０／１施行）の施行規則を公布
（趣旨要約）

１．経営業務管理責任者

経営業務管理責任者「個人」が存在しなくても、「組織」で適切な経営業務管理責任体制になっていれば許可の要件を満たすこととした。

●「個人」の場合　→　建設業経営の５年以上の経験につき、許可業種ごとの区別を廃止し、全許可業種の経験として統一する。

●「組織」の場合　→　「常勤役員等」と「常勤役員等を直接補佐する者」の組み合わせによって認める。

〇「常勤役員等」　→　①または②で可

①建設業経営経験２年以上を含む、５年以上「建設業の役員等または役員等に次ぐ地位※の経験」を有する者

※「役員等に次ぐ地位」･･･建設業の「財務管理」「労務管理」「業務運営」の業務担当に限る

②建設業経営経験２年以上を含む、５年以上「建設業以外での役員等の経験」を有する者

〇「常勤役員等を直接補佐する者」

その会社で「財務管理」「労務管理」「業務運営」の５年以上の業務経験がある者（複数の経験による兼務可）

２．社会保険加入

健康保険、厚生年金保険の適用事業所すべて、雇用保険の適用事業所すべてについて厚労省に届け出ていることを許可の要件とした。（従業員全員の加入までは要件としない。）

３．施工体制台帳等

・施工体制台帳に、現場に従事する技能者の氏名・職種・社会保険加入状況・中退協または建退協加入状況・保有資格を記載した「作業員名簿」の添付を義務づけた。

・施工体系図の記載事項に下請業者の代表者氏名や許可番号などを追加した（現場での下請業者の建設業許可証の掲示廃止を受けた措置）。

・施工体制台帳や帳簿は添付書類などの電子化を認める規定を設けた。

・添付書類のうち、契約書の写しと主任・監理技術者との恒常的な雇用関係を示す書面は電子データで添付することを認めた。

４．経営事項審査　→　２０２１年度の経営事項審査から以下を適用

①技術者・技能者の能力向上への取組を新たに評価

・ＣＰＤを取得した技術者・技能者の能力評価制度でレベルアップした技能者らを雇用する企業を加点する。

②登録経理試験合格者の数の評価を変更

・建設業経理士の加点の条件として、５年ごとの講習受講を求める。

５．監理技術者講習　→　２０２１年１月から以下を適用

・監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、現行の「講習を受けた日から５年間」を「受講日の翌年の１月１日から５年間」に見直した。

６．その他

・許可業者の事業承継（譲渡、合併、分割）・相続の際に許可の空白期間を解消するための事前認可制度を設けて、申請手続きや提出書類を規定した。

・建設工事の請負契約で、クラウド利用の電子契約サービスが普及してきたことを踏まえ、契約の相手方の本人性を担保する電子署名などを利用することを電子契約の技術的基準に追加した。

以上

※上記は報道資料・業界紙等から抜粋・要約したものです。詳しくは国土交通省不動産・建設経済局建設業課にお問い合わせください。